



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	損害賠償法における損益相殺に関する総合的研究〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	濱口, 弘太郎
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11639号
Issue Date	2015-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/58677
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Kotaro_Hamaguchi_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 濱口 弘太郎

	主 査	教 授	松 久	三四彦
審査担当者	副 査	教 授	藤 原	正 則
	副 査	准教授	山 本	周 平

損害賠償法における損益相殺に関する総合的研究

本論文は、これまで研究の手薄であった損害賠償法における損益相殺について、歴史的、比較法的小よび理論的な面から総合的な検討を加え、損害の理解のあり方を基底にして、損益相殺の基本的な考え方を明らかにしようとする意欲的なものである。構成は、「序章」、「第1章 日本の判例および学説」、「第2章 歴史的に見た損益相殺」、「第3章 比較法的に見た損益相殺」、「第4章 基本的な考え方の検討」、「第5章 具体的な場合における検討」、「第6章 まとめ」からなり、広い視野から綿密な検討を行う本格的なものである。

本論文は、まず、序章において、本論文は損益相殺の可否を判断するための基本的な考え方を明らかにすることを目的とし、そのために、「賠償権利者またはこれと一定の関係にある者に何らかの利益が生じた場合に、それを理由に、損害賠償において、賠償されるべき損害を減少させること」を損益相殺として検討対象とし、日本法の状況をおさえた上で、損益相殺制度を歴史的に辿り、比較法的に見たのち、それらをふまえて検討をおこなうという。

そこで、第1章では、日本法のこれまでの議論において、損益相殺の要件が相当因果関係から法的同質性・填補性基準に変化していった状況が丁寧にまとめられ確認されている。

第2章では、歴史的な観点から損益相殺の歩みを辿っている。すなわち、かつては、損益相殺はローマ法に由来すると説かれたが、現在は、概ね否定されていること、損益相殺の起源は19世紀のドイツ法学に求めることができ、特に差額説の影響が大きいことが明らかにされている。さらに、早くも、19世紀末から20世紀初頭のドイツでは、既に、損益相殺の観点から、差額説には問題があることが認識され、Walsmann や Oertmann によって、損失説（具体的損害概念）が唱えられており、このドイツ法における差額説と損失説が、日本の伝統的な損害理解の根底に存在することが明らかにされている。

第3章では、比較法的な視点から、ドイツ法、アメリカ法およびオランダ法を検討し、次のことが明らかにされている。すなわち、ドイツ法においては、19世紀の終わりから20世紀初頭にかけて、刑法から損害賠償法へ「相当因果関係」という考え方が導入された。その際に、損益相殺にも、相当因果関係が導入され、判例および学説の支持を集めた。しかし、相当因果関係は、損益相殺される利益を合理的に限定することはできず、具体的損害概念に依拠した議論が展開された。戦後、Cantzler が、強力に相当因果関係論を批判し、

今日の学説において、相当因果関係論を採るものはない。今日のドイツ法において、損益相殺に関する支配的な見解は、損害と利益との同質性や内的関係を要求する、具体的損害理解である。これは、被害者の財産状態の変化を損害として把握する、抽象的な差額説とは緊張関係にある。

アメリカ法では、不法行為第二次リステイトメントにおいて、損益相殺に関する記載が存在するが、そこでは、損益相殺される利益は、被侵害利益と同一の利益に制限されている。これは、ドイツ法における具体的損害理解と同じ考え方に立つものである。オランダ法は、NBWで、損益相殺の準則として、通常の損害賠償の準則と同じ、合理性基準を採用している。有力な学説は、この合理性の具体化において、ドイツ法の具体的損害理解に類似した利益と損害との対応を必要としている。

このように、本論文は、具体的損害理解が、比較法的に広く承認されていることを明らかにしている。その一方で、本論文は、具体的損害理解に還元することができない利益が損益相殺される例外的場合が存在し、そこでは、賠償義務者の主観面を含む悪性や、場合によっては、賠償権利者の悪性など、総合的な事情が考慮されていることを明らかにしている。

第4章では、以上の考察を基に、損益相殺の基本的な考え方について検討を行い次のようにいう。すなわち、一般に、損害賠償の目的は原状回復であり、損害賠償によって被害者が利益を得ることは許されないなどと説かれるが、仮にそうであれば、不法な行為によって、何ら損害が発生せず、かえって利益が生じた場合に、加害者が被害者に利益の引渡を請求することができるという不都合が生じると指摘する。さらに、このことは、損害賠償法が、損害の除去のみに焦点を当て、利益の剥奪には無関心であることの表れであることを指摘し、損害賠償法の片面性に着目している。そして、この片面性を前提とする限り、損害賠償法において、利益は損害と関連する限度で考慮されうるにすぎないと指摘し、具体的損害理解を正当としている。さらに、具体的損害理解は、澤井説以来、日本の損害賠償法に根付いており、ドイツの抽象的な差額説と異なり、日本の金額差額説とは整合することを指摘している。この具体的損害理解に従い、賠償される損害額を算定するための控除を、損害算定的損益相殺と呼んでいる。これに対して、例外的に、損害賠償法の片面性が弱まり、利益の控除が認められる場合を、利益調整的損益相殺と呼んでいる。

第5章では、前章の検討結果に従い、日本における具体的な損益相殺の問題について、判例および学説を紹介して、その解決を明らかにしている。

以上のように、本論文は、これまで重要性が認識されながらも先行研究が極めて少なかった「損害賠償法における損益相殺」について、詳細な歴史的・比較法的検討を中心に、損害論との関係も踏まえた上で、その要件についての基本的な考え方を明らかにしようとするものである。また、損益相殺には損害算定的損益相殺と利益調整的損益相殺があるという把握は極めて魅力的である。先行研究を大きく進めるものであり、今後の損益相殺の議論に大きな影響を与えうるものとして、極めて高い価値を有するものである。

他方、利益調整的損益相殺については、その理論的な説明になお検討の余地があり、損害論との関係での検討を行うことが必要であろう。しかし、これらの点は、今後の研究において一層の深化が期待されるものであり、本審査委員会は、全員一致で本論文が博士（法学）を授与するにふさわしいと判断した。